

9/10日(火)

時間 14時~15時30分(13時30分開場)

場所 宍粟市商工会 2F 会議室

受講料 無料

◆カリキュラムについては変更になる場合があります。

- ◆支援措置 (軽減税率対策補助金)
- ◆適格請求書保存方法について
- ◆消費税申告書の作成方法等
- ◆帳簿及び請求書等の記載、保存
- ◆軽減税率の概要

# 消費税率 軽減税率 対策セミナー

【講師】龍野 税務署 個人課税第一部門

今年の10月に消費税が10%に引き上げることに合わせて、「軽減税率制度」が実施されます。軽減税率制度の対象となる品目の消費税は軽減税率の8%が適用されます。事業者の皆様は業種にかかわらず、「適用税率ごとに区分した経理」や「複数税率に対応した請求書等の発行」が毎日の取引の中で新たに求められます。

今回のセミナーでは、消費税軽減税率が導入されてからの記帳や税務処理について解説します。

お申し込み先・お問い合わせ先  
宍粟市商工会 宍粟市山崎町山崎 205  
TEL: 0790-62-2365 FAX: 0790-62-4731

## 令和元年度消費税軽減税率対策セミナー受講申込書

宍粟市商工会 行 FAX 0790-62-4731

宮下大輔氏

- ◇事業所名 \_\_\_\_\_
- ◇連絡先ご住所 \_\_\_\_\_
- ◇TEL \_\_\_\_\_
- ◇FAX \_\_\_\_\_

◇当日出席者

役職	氏名

締切日 9月6日(金)

※本申込書にご記入いただいた内容は、セミナーの運営に関する連絡及び各種セミナーの情報提供のみに利用します。